

許認可等の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第5条		
担 当 課	税外収入金の各主管課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成8年4月1日		
処 分 基 準			
2,000 円以上の税外収入金を指定の納付期限までに完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納の金額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に条例に規定する割合を乗じて得た額を加算して徴収する。ただし、延滞金の額が 1,000 円未満であるときは、徴収しない。			
変更日 平成 26 年 1 月 1 日			
変更日 平成 28 年 4 月 1 日			
変更日 令和 7 年 10 月 6 日			

許認可等の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 21 条第 1 項		
担 当 課	収納推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
2,000 円以上の保険料を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に本条項等に規定する割合をもって日割計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。			
</			